

埼玉労基 0825 第 4 号
令和 4 年 8 月 25 日

各団体代表者 殿

埼玉労働局長



埼玉県最低賃金の最低賃金額改定に係る広報等の依頼について

労働行政の推進につきましては、平素よりご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、埼玉県最低賃金を 31 円引上げ「時間額 987 円（本年 10 月 1 日発効）」にする改正決定を行います。

つきましては、賃金の最低額を保障するという最低賃金制度の趣旨に何卒ご理解の上、下記事項について、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、周知用ポスター・リーフレットや「業務改善助成金」に関するリーフレット等は、別途送付させていただきます。

記

- 1 埼玉県最低賃金の改定に関する記事について、貴機関の広報誌やホームページへの掲載（後記（例文）をご参照ください。）による周知並びに周知用ポスター・リーフレットの掲示・窓口備付け等
- 2 中小企業・小規模事業者に対する最低賃金引上げ支援策「業務改善助成金」の活用促進に向けた周知

【担当部署】埼玉労働局労働基準部賃金室

TEL;048-600-6205 FAX;048-600-6225

(例文)

—埼玉県最低賃金の改正のお知らせ—

令和4年10月1日から埼玉県最低賃金は時間額987円(引上げ額31円)となります。

埼玉県最低賃金は、賃金の最低限度を定めるもので、年齢や雇用形態に関係なく、パートや学生アルバイトを含め、県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。

使用者も、労働者も、賃金額が1時間当たり987円以上かどうか必ず確認しましょう。(※一部の産業には、特定(産業別)最低賃金も適用されます。)

詳しくは、埼玉労働局労働基準部賃金室(電話048-600-6205)又は最寄りの労働基準監督署へお尋ねください。